豊中の商業

一平成 19 年商業統計調査結果報告一

豊中市

I.商業統計調査の概要

1.調査の目的

商業統計調査は、わが国すべての卸売・小売業事業所を調査することで、全国の事業所の分布状況 や販売活動を把握し、業種別、規模別、地域別などに区別して、商業の実態を明らかにすることを目的としています。

2.調査の根拠

この調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第23号)であり、商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)に基づいて実施しました。

3.調査期日

平成19年商業統計調査は、平成19年6月1日現在で実施しました。

なお、商業統計調査は、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年(調査の2年後)に簡易な調査を実施することとしています。

これまでの調査年次、調査の種類及び調査の期日は以下のとおりです。

調査年次	調査の種類	調査期日	調査年次	調査の種類	調査期日
昭和27年(1952年)	卸売・小売・飲食業	9月1日	昭和 54 年(1979 年)	卸売・小売・飲食業	6月1日
29 (1954)	"	11	57 (1982)	"	IJ
31 (1956)	IJ	7月1日	60 (1985)	卸売•小売業	5月1日
33 (1958)	IJ	11	61 (1986)	一般飲食業	10月1日
35 (1960)	IJ	6月1日	63 (1988)	卸売•小売業	6月1日
37 (1962)	IJ	7月1日	元 (1989)	一般飲食業	10月1日
39 (1964)	JJ	"	3 (1991)	卸売•小売業	7月1日
41 (1966)	IJ	11	4 (1992)	一般飲食業	10月1日
43 (1968)	JJ	11	6 (1994)	卸売•小売業	7月1日
45 (1970)	JJ	6月1日	9 (1997)	"	6月1日
47 (1972)	IJ	5月1日	11 (1999)	〃[簡易調査]	7月1日
49 (1974)	"	11	14 (2002)	卸売•小売業	6月1日
51 (1976)	IJ	11	19 (2007)	11	IJ

4.調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類による「大分類 J - 卸売・小売業」に属する事業所を対象としています。

調査は、公営、民営の事業所を対象としています。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所(売店等)、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とします。しかし、民営の事業所であっても、駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など料金を支払って出入する有料施設内の事業所は調査の対象としません。ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とします。

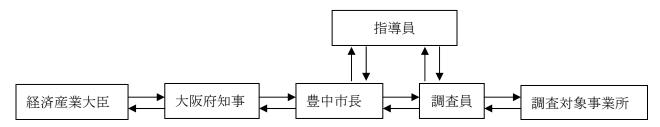
2 商業統計調査の概要

なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とします。

5.調査の経路

商業統計調査の経路は、以下のとおりです。なお、調査方法は以下の①、②のとおりです。

① 調査対象事業所が自ら調査票に記入(自計方式)したものを調査員が回収する調査員調査方式



② 調査対象事業所の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を作成したうえで一括して経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



6.調査の項目

各調査の項目は「V.参考 商業調査票」を参照してください。

Ⅱ. 利用上の注意

1. 用語の解説

本書で使用する主な用語については次のとおりです。

(1) 事業所(商業事業所)

原則として、一定の場所(一区画)を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般 的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ①小売業者または他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ②産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所
- ③主として業務用に使用される商品「事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの 設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわらなど)など」を 販売する事業所
- ④製造業の会社が別の場所で経営している自己製品の卸売事業所(主として管理的事務を行っている事業所を除く)。例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。
- ⑤商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所 なお、修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とします。
- ⑥主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所(代理商、仲立業)。代理商、仲立業には一般的に買継商、仲買人、農産物集荷業とよばれている事業所が含まれます。

(3)小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ①個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)または家庭用消費者のために商品を販売する事業 所
- ②産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所
- ③商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業(大分類 Qーサービス業(他に分類されないもの))とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしません。

- ④製造小売事業所(自店で製造した商品をその場所で個人または家庭用消費者に販売する事業所) 例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など
- ⑤ガソリンスタンド
- ⑥主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を 行うための拠点となる事務所などがある訪問販売または通信・カタログ販売の事業所)で、主として 個人または家庭用消費者に販売する事業所

4 利用上の注意

⑦別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合は、それぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

(4) 単独事業所

支店を持たない事業所(1企業1事業所)をいいます。

(5)本店

他の場所に、同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。なお、本社、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は(6)の「支店」とします。

(6) 支店

他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいい、支店、営業所、売店、出張所などの名 称で商品の売買を主として行っている事業所をいいます。

(7)従業者および就業者

平成19年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。従業者とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」および「他からの派遣従業者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいいます。

①個人業主

個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者

②無給家族従業者

個人業主の家族で賃金・給与を受けず、普段事業所の仕事を手伝っている者

③有給役員

法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者

④常用雇用者

「正社員・正職員」、「パート・アルバイト」等とよばれている者で、次のいずれかに該当する者

- ア. 期間を定めずに雇用されている者
- イ.1か月を超える期間を定めて雇用されている者
- ウ. 平成 19 年 4 月、5 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用された者
- ⑤臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者

⑥他からの派遣従業者

ほかの会社など別経営の事業所から派遣されている者、または下請けとして他の会社など別経営の事業所の業務に従事している者

⑦従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者

従業者および臨時雇用者のうち、他の会社など別経営の事業所へ派遣している者または下請けとして他の会社など別経営の事業所の業務に従事している者

(8)年間商品販売額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体的商品の販売額(消費税額を含む(土地建物等の不動産および株券、商品券等の有価証券の販売額は含みません))

(9)その他の収入額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の修理料、仲立手数料、製造品出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商品販売額以外の収入額を合計したもの(消費税額を含む)

(10)商品手持額

平成19年3月31日現在、販売目的で保有しているすべての手持商品の仕入れ原価

(11)セルフサービス方式「小売業のみ」

次の3つの条件を兼ね備えている場合をいい、当該事業所の売場面積の50%以上で行っている場合

- ①客が値札等により各商品の値段がわかるような表示方法をとっている
- ②備付けの買い物かご、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっている
- ③売場の出口などに設置されている精算所(レジ)において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっている

(12)売場面積「小売業のみ〕

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベータ、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗(テナント)分等は除く)。だだし、牛乳小売業、自動車(新車・中古車)小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていません。

(13)営業時間帯「小売業のみ〕

平成 19 年 6 月 1 日現在の開店、閉店時間。ただし、新聞販売所および牛乳宅配専門販売所は調査していません。

(14)年間商品仕入額[法人事業所の単独・本店のみ]

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日の 1 年間の企業全体の商業事業所における商品仕入額(自企業内の本支店間、支店相互間移動に伴う取引額は除く)。ただし、国外にある自企業の支店より輸入した場合は年間商品仕入れ額に含む。

- (15)商品販売形態「小売業のみ〕
 - ①店頭販売

店頭で販売する販売形態

②訪問販売

訪問販売員等が消費者の家庭などを訪問して商品の現物または商品カタログを見せて販売、契約 する販売形態

③通信・カタログ販売

テレビ、ラジオ、カタログ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、銀行 振込、ファクシミリ、インターネットなどの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売する販 売形態

④自動販売機による販売

自動販売機で商品を販売する販売形態

6 利用上の注意

⑤ その他

生活協同組合の「共同購入方式」、新聞、牛乳などの月極販売、給食センター、仕出し屋、料理品 材料の宅配など上記①~④以外の販売形態

(16)来客者用駐車場「小売業のみ〕

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所

①専用駐車場

自己所有または契約等により、その事業所が単独で使用できる来客者用の駐車場

②共用駐車場

他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない 来客者用の駐車場

(17)統括管理事務所

商品の仕入れ販売を行わないで、総務、労務など事業収入とは直接かかわりあいのない業務のみを 行っている事業所

2.産業分類について

(1) 適用した産業分類

平成14年3月7日に告示された第11回改定「日本標準産業分類」を適用しています。

(巻末の付録参照)

※平成 19 年 11 月 6 日に告示された第 12 回改定は適用していません。

(2) 産業分類の格付け

「日本標準産業分類」による産業分類の格付けについては、次のとおりです。

ア 一般的な産業分類の格付方法

数種類の商品を販売している事業所の産業分類は、原則として次の方法によって決定します。

①卸売業、小売業の決定

まず、年間商品販売額のうち、卸売業、小売業それぞれの年間商品販売額を比較して、どちらが多いかによって卸売業か小売業かを決めます。

なお、卸売販売額、小売販売額が同額の場合には、卸売業に格付します。

②産業中分類の決定

次に、卸売業か小売業に決定された後、卸売業に格付けされた場合は卸売販売額、小売業に格付けされた場合は小売販売額の商品分類番号の上位2桁で最も多いものによって中分類業種を決めます。

その中分類に属する商品のうち、商品分類番号の上位3桁で最も多いものによって小分類業種を決めます。

さらに小分類に属する商品のうち、商品分類番号の上位4桁で最も多いものによって細分類業種を決めます。

イ 例外的な産業分類の格付方法

① [4911 各種商品卸売業]

卸売業の「小分類番号501」から「同549」までの小分類を生産財(501、522、523、524)、資本財(521、531、532、533、539)、消費財(502、511、512、541、542、549)の3財にわたる商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額の10%以上で、従業者が100人以上の事

業所を「4911 各種商品卸売業」に格付けします。なお、生産財、資本財、消費財の3 財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「524 再生資源卸売業」のみ、消費財の品目が「549他に分類されない卸売業」のみの場合には、「ア一般的な産業分類の格付方法」により産業を決定しています。

②「4919 その他の各種商品卸売業」

卸売業の「小分類番号501」から「同549」までの小分類を生産財(501、522、523、524)、資本財(521、531、532、533、539)、消費財(502、511、512、541、542、549)の3財にわたる商品を販売していて、各財の各小分類販売額が卸売販売額の50%未満で、従業者が 100人未満の事業所を「4919 その他の各種商品卸売業」に格付けします。なお、生産財、資本財、消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「524 再生資源卸売業」のみ、消費財の品目が「549 他に分類されない卸売業」のみの場合には、「ア一般的な産業分類の格付方法」により産業を決定しています。

③「5511 百貨店・総合スーパー」

衣(中分類56)、食(同57)、住(同58、59、60)にわたる商品を小売していて、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所を「5511 百貨店・総合スーパー」に格付けします。したがって、事業所名称が「○○百貨店」であっても、必ずしも「5511 百貨店・総合スーパー」に決定しているとは限りません。

④「5599 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」 衣(中分類56)、食(同57)、住(同58、59、60)にわたる商品を小売していて、そのいずれも小 売販売額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所を「5599 その他の各種商品小売業」に 格付けします。

⑤「5711 各種食料品小売業」

「57 飲食料品小売業」の小分類572から579までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売していて、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%に満たない事業所を「5711 各種食料品小売業」に格付けします。

⑥「5791 コンビニエンス・ストア(飲食料品を中心とするものに限る)」

「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所を「5791 コンビニエンス・ストア(飲食料品を中心とするものに限る)」に格付けします。

(7)「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

販売額に占めるたばこ、喫煙具の販売額が90%以上あるときは、「6091 たばこ・喫煙具専門 小売業」に格付けします。

8 利用上の注意

(3) 産業分類の名称の省略について

統計表中の産業分類で※を付記しているものは、産業分類の名称の一部を省略しています。 正式名称は次のとおりです。

略称		正式名	3 称
4911	各種商品卸売業※	4911	各種商品卸売業 (従業者が常時 100 人以上のもの)
501	繊維品卸売業※	501	繊維品卸売業(衣服,身の回り品を除く)
5014	織物卸売業※	5014	織物卸売業(室内装飾繊維品を除く)
5125	缶詰•瓶詰食品卸売業※	5125	缶詰・瓶詰食品卸売業(気密容器入のもの)
52	建築材料•鉱物材料等卸売業※	52	建築材料、鉱物·金属材料等卸売業
5322	自動車部分品•附属品卸売業※	5322	自動車部分品・附属品卸売業(中古品を除く)
5332	電気機械器具卸売業※	5332	電気機械器具卸売業(家庭用電気機械器具を除く)
5391	輸送用機械器具卸売業※	5391	輸送用機械器具卸売業(自動車を除く)
5393	医療用機械器具卸売業※	5393	医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む)
5494	スポーツ用品・娯楽用品等卸売業※	5494	スポーツ用品・娯楽用品・がん具卸売業
559	その他の各種商品小売業※	559	その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)
569	その他の織物・衣服等小売業※	569	その他の織物・衣服・身の回り品小売業
5699	他に分類されない織物等小売業※	5699	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
5791	コンビニエンス・ストア※	5791	コンビニエンス・ストア(飲食料品を中心とするものに限る)
5814	二輪自動車小売業※	5814	二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)
59	家具・じゅう器等小売業※	59	家具・じゅう器、機械器具小売業
591	家具·建具等小売業※	591	家具·建具·畳小売業
6032	燃料小売業※	6032	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)
605	スポーツ用品・がん具等小売業※	605	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
6097	中古品小売業※	6097	中古品小売業(骨董品を除く)

3.その他

① 統計表中の「X」は集計結果が1又は2事業所の場合、個々の申告者の秘密保護のため秘匿したものです。

秘匿した数字が差し引き計算により判明する場合は、さらに他の箇所をXで秘匿しています。 なお、それぞれの計には秘匿したXの箇所の数値は含まれています。

- ② 統計表中の「-」は該当がないもの又は調査していないもの、「…」は不詳のもの、「0」は単位未満のもの、「▲」は減少したものをあらわします。
- ③ 表中などの数値については単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがあります。
- ④ 本書は、豊中市が独自に集計した豊中市内に関するデータを加工、分析したもので、経済産業省及び大阪府が公表する数値とは、異なることがあります。

Ⅲ.調査結果の概要

平成19年商業統計調査結果に基づいた「豊中の商業」の概要は、次のとおりです。

1. 事業所数

平成19年(2007年)6月1日現在の豊中市内(以下、市内)の卸売業・小売業の事業所数(以下、事業所数)は、 3,060事業所であり、平成14年(2002年)6月1日現在で実施した前回の調査結果と比較すると689事業所減少(対前 回増減率▲18.4%)しています。

このことから、市内事業所数は、昭和63年(1988年)6月1日の調査以来、減少し続けているという結果になりまし た。なお、過去最多だった昭和57年(1982年)の事業所数を100とすると、今回は58.7となります。 また、市内事業所 数は、昭和41年(1966年)以降、最も少なくなりました。「図1-1]

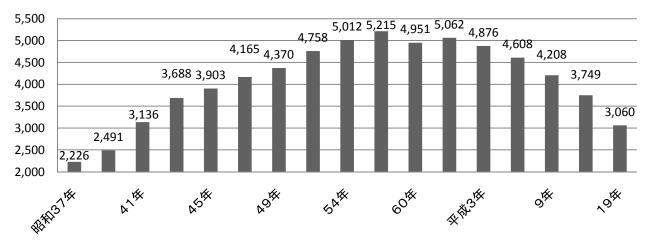
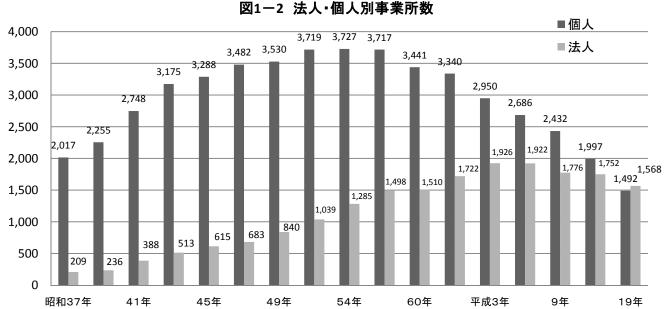


図1-1 事業所数の推移

経営組織別にみると、前回調査より法人事業所が184事業所減少(同▲10.5%)し、個人事業所が505事業所減 少(同▲25.3%)しています。構成比では、個人事業所が全体の48.8%(前回より▲4.5%)、法人事業所が51.2%で あり、初めて法人事業所が個人事業所の割合を超える結果となりました。[図1-2]



10 調査結果の概要

従業者数規模別にみると、従業者数2人以下が1,278事業所(構成比41.8%)、3~4人が669事業所(同21.9%)、5 ~9人が、545事業所(同17.8%)となり、10人未満の事業所が全体の81.5%(2,492店)を占めています。[図1-3]

図1-3 従業者数規模別事業所数

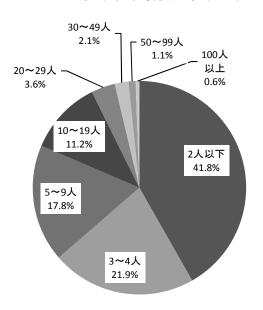
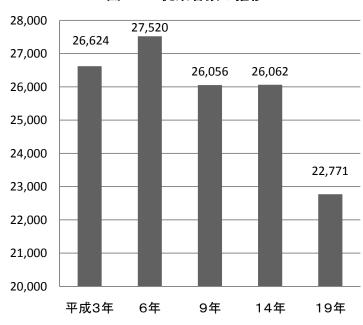


図2-1 従業者数の推移



2. 従業者数

従業者数は、全体で2万2,771人であり、平成14年と比べて3,291人減少(対前回増減率▲12.6%)しました。事業 所数、従業者数ともに減少する結果となりました。[図2-1]

経営組織別にみると、法人事業所の従業者数は1万8,212人(構成比80.0%)、個人事業所の従業者数は、4,559 人(同20.0%)となりました。事業所数、従業者数ともに法人の方が多くなっています。[図2-2]

図2-2 法人・個人別従業者数 構成比

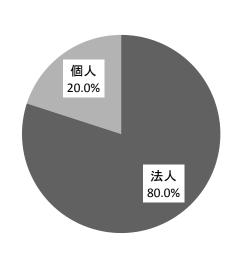
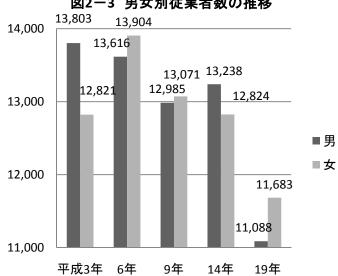


図2-3 男女別従業者数の推移



男女別にみると、女性が1万1,683人で、平成14年に比べて1,141人減少(対前回増減率▲8.9%)、男性が1万 1,088人で2,150人(同▲16.2%)減少しました。構成比では、女性が51.3%であり、女性従業者数が男性に比べ多 いという結果でした。[図2-3]

図2-4 従業者数規模別構成比

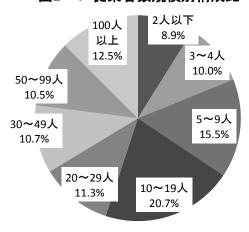
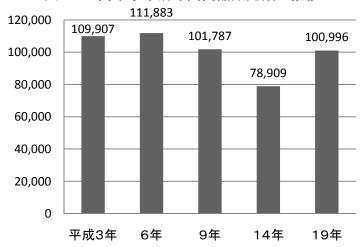


図3-1 商業事業所年間商品販売額の推移



従業者規模別にみると、2人以下が2,023人(構成比8.9%)、3~4人が2,272人(同10.0%)、5~9人が3,534人(同15.5%)であり、10人未満の事業所の従業者は7,829人で、全体の34.4%を占めています。「図2-4]

3. 年間商品販売額

年間商品販売額は、10,099億5,354万円で、平成14年と比べて2,208億7,076万円増加(対前回増減率28.0%)しています。「図3-1]

経営組織別にみると、法人事業所が9,743億6,071万円(構成比96.5%)、個人事業所が355億9,283円(同3.5%)となっています。[図3-2]

従業者規模別にみると、10人以上の事業所が7,682億9,858万円(同76.1%)、10人未満が2,416億5,496万円(同23.9%)となっています。[図3-3]

従業者1人当たりの年間商品販売額は、全体平均で4,435万円となります。これを経営組織別にみると、法人事業所では1人当たり5,311万円、個人事業所では1人当たり781万円となります。

また、従業者規模別にみると、10人以上の事業所では1人当たり5,142万円、10人未満では1人当たり3,087万円となります。

図3-2法人・個人年間商品販売額の

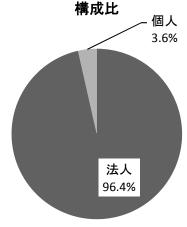
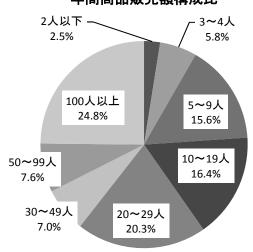


図3-3 従業者数規模別 年間商品販売額構成比



12 調査結果の概要

4-1. 卸売業

(1)事業所数

卸売業の事業所数は、570事業所で平成14年に比べて120事業所減少(対前回増減率▲17.4%)しました。

 $\lceil \boxtimes 4 - 1 \rceil$

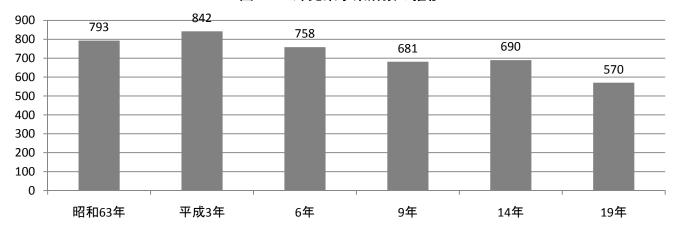


図4-1 卸売業事業所数の推移

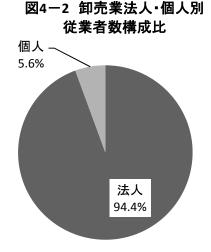
経営組織別にみると、法人事業所が456事業所で、平成14年と比べて83事業所減少(同▲15.4%)し、個人事業所が114事業所で37事業所減少(同▲24.5%)しました。構成比をみると、法人事業所が全体の80.0%を占めており、前回より1.9%増加しています。

業種別にみると、「52. 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」が122事業所(構成比21.4%)、「53. 機械器具卸売業」が181事業所(同31.8%)、「54. その他の卸売業」が160事業所(同28.1%)で、これらが全体の81.3%を占めています。

(2)従業者数

従業者数は、5,037人で、平成14年と比べて1,666人減少(対前回増減率▲24.9%)減少しています。 経営組織別に従業者数を見た場合、法人では4,755人(構成比94.4%)で、個人の282人(同5.6%)を大きく上回っています。「図4−2〕

また、男女別にみると、男性が3,480人で平成14年と比べて1,258人減少(対前回増減率▲26.6%)、女性が1,557人で408人(同▲20.8%)減少しました。構成比では、男性69.1%、女性30.9%となり、卸売業では男性の占める割合が高い傾向にあります。「図4-3〕



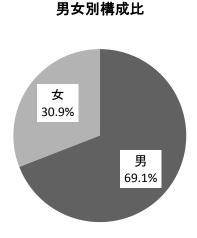


図4-3 卸売業従業者

(3)年間商品販売額

年間商品販売額(7351億2774万円)を経営組織別にみると、法人が7289億1564万円(構成比99.2%)、個人が62億1210万円(同0.8%)となりました。[図4-4]

従業者規模別にみると、10人以上が5,722億2,410万円(同5.8%)、10人未満が1,629億0,364万円(同94.2%)となりました。[図4-5]

従業者1人当たりの年間商品販売額は、平均で1億4,594万円となります。

これを経営組織別にみると、法人事業所では1人当たり15億329万円、個人事業所では1人当たり2203万円となります。

また、従業者規模別にみると、10人以上の事業所では、1人当たり1億7,025万円、10人未満の事業所では1人当たり9729万円となりました。

図4-4 卸売業の年間商品販売額 法人・個人別構成比

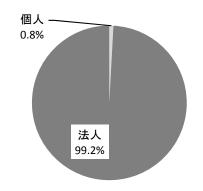
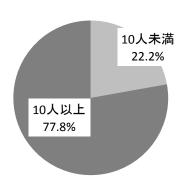


図4一5 卸売業従業者数規模別 年間商品販売額



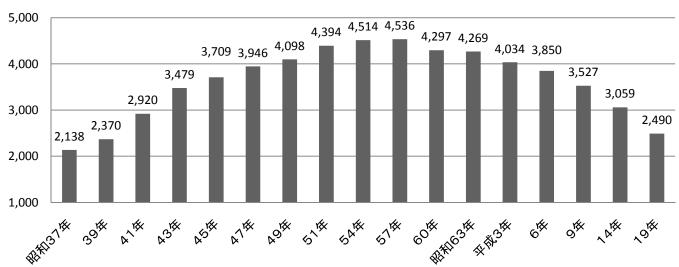
4-2. 小売業

(1)事業所数

小売業を営む事業所は、2,490事業所であり、平成14年と比べて569減少(対前回増減率▲18.6%)しており、昭和57年の調査以降、減少を続けています。過去最多だった昭和57年の事業所数を100とすると、平成19年は54.9となります。

[図4-6]





14 調査結果の概要

経営組織別にみると、平成14年と比べて法人事業所が101減少(同▲8.3%)、個人事業所が468減少(同▲25.4%)しています。構成比では、個人事業所が全体の55.3%を占めていますが、平成14年よりも5.0%減少しています。

一方、法人事業所は、全体の44.7%であり、平成14年に比べて5%増加しました。

業種別にみると、「57.飲食料品小売業」が896事業所(構成比36.0%)、「60.その他の小売業」が849事業所(同34.1%)、「56.織物・衣服・身の回り品小売業」が414事業所(同16.6%)となっており、全体の86.7%を占めています。

従業者規模別にみると、2人以下が1,143事業所(同45.9%)、3~4人が526事業所(同21.1%)、5~9人が399事業所(同16.0%)であり、10人未満の事業所が全体の83.0%(2068事業所)を占めています。

(2)従業者数

従業者数を男女別にみると、平成14年と比べて男性が892人減少(対前回増減率▲10.5%)、女性が733人減少(同▲6.8%)ということになりました。構成比では、女性が57.1%、男性が42.9%となりました。「図4-8]

図4-7 小売業の法人・個人別 構成比

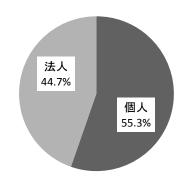
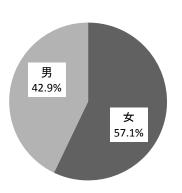


図4-8 小売業従業者の 男女別構成比



(3)年間商品販売額

年間商品販売額は2,748億2,580万円であり、これを経営組織別にみると、法人事業所の場合が、2,454億4,507万円(構成比89.3%)、個人事業所が293億8,073万円(同10.7%)となっています。[図4-9]

従業者規模別にみると、従業者が10人以上の事業所では、1,964億2036万円(同71.5%)、10人未満が784億0,544万円(同28.5%)となっています。[図4-10]

業種別にみると、「57.飲食料品小売業」が1,151億5,585万円(同41.9%)、「60.その他の小売業」が713億9,439万円(同26.0%)、「56.織物・衣服・身の回り品小売業」が367億8,214万円(13.4%)となっており、全体の81.3%を占めています。

従業者1人当たりの年間商品販売額は、平均で1,550万円となりました。

これを経営組織別にみると、法人事業所では、1人当たり3,204万円、個人事業所では、1人当たり266万円となります。

また、従業者規模別にみると、10人以上の事業所では1人当たり1,696万円、10人未満の事業所では1人当たり1,275万円となります。

図4-9 小売業の年間商品販売額 法人・個人構成比

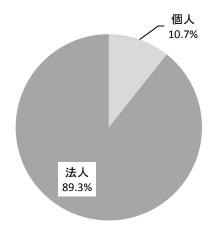
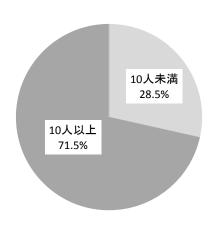


図4-10 小売業従業者数規模別 年間商品販売額



5. 来客用駐車場(小売業)

来客用駐車場(専用・共用駐車場)を持つ事業所は、770事業所であり、前回より61減少(対前回増減率▲7.3%) しています。内訳は、専用駐車場を持つ事業所が481事業所あり、前回より31減少(同▲6.1%)、共用駐車場をもつ ものが289事業所で、前回より30減少(同▲9.4%)しています。

- ① 来客用駐車場の保有率をみると、前回より3.7%増加して、30.9%となっています。 業種別にみると、百貨店・総合スーパーなどの「55.各種商品小売業(衣食住にわたる商品を一括して小売りする 事業 所が、50.0%、「58.自動車・自転車小売業」が49.6%、「59.家具・じゅう器等」が34.0%となっています。
- ② 専用の来客用駐車場を持つ1事業所当たりの収容台数は、10.0台で平成14年と比べて0.5台増加しました。 1事業所当たりの収容台数を業種別にみると、「55.各種商品小売業」が76.0台、「57.飲食料品小売業」が16.9台、「60.その他の小売業」が7.3台となりました。
- ③ 1事業所当たりの年間商品販売額をみると、来客用駐車場(専用・共用駐車場)を持つ事業所が2億0,579万円(対前回増減率0.7%)、持たない事業所が6,765万円(同11.7%)となりました。